

# 農業委員会だより

〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1 ☎0476(93)6494(直通)  
富里市ホームページ <http://www.city.tomisato.lg.jp>



## 父と二人三脚で花づくし

十倉(旧平)の花農家、若山健太郎さん(35歳)を紹介します。若山さんは、約20aのビニールハウスで、父の新市さんと年間を通じて花の栽培をしています。

### 就農のきっかけは

就農するまでは会社員で、勤務の関係から実家を離れていたのですが、そろそろもどって来ないかと父に言われて27歳の時に就農しました。

### 花の栽培はいつごろから

30年以上前に父が始めたそう、祖父の代はスイカや野菜を作っていたと聞いています。

### どのような花を

#### 栽培していますか

自分のところは、「鉢もの」と言われる花を栽培しています。今は、パンジー、ビオラ、ストック、葉牡丹、アリッサム。この後3月ぐらいまでが、ネモフィラ、ムルチコフレ。その後が春もので、ベコニア、サルビア、ニチニチソウ、コリウス、金魚草など。毎年、ほぼこのローテーションです。

### 富里市農業後継者(TN) ネットワークで活動されているのですが

就農励励会で、当時の会長から声をかけられて加入しました。活動を通じて、情報収集や交流も図れています。今は、コロナ禍ということで活動が制限されていますが、メンバーがもっと増えて、市の農業を盛り上げられる活動ができるようになればいいですね。

### 今後の抱負は

もっと多くの品種を育てたいと考えています。今、切り花のソラナムパンプキン(観賞用のナス)をやってみたいと勉強しています。父と丹精込めて育てた花が、こころの癒しとなって、買ってくれた人が元気に、笑顔になってくれたらうれしいです。

新春のごあいさつ



富里市農業委員会  
会長 藤崎 芳久

あけましておめでとうございます。

日頃より、当委員会に対し、御理解と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症や円安に加え、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇、長期化するウクライナ情勢など複数の要因が重なり、一昨年に比べて生産資材や燃料、肥料、飼料等が高騰し、農業経営に大きな影響を与えました。

製造業では、原料価格やエネルギー価格が高騰した場合、製品価格に転嫁することができませんが、農家は資材や燃料などの高騰による経費の増加分を農産物価格に転嫁することは難しく、結果として収入の減少となっております。

しまっています。

各農家では、収入保険や野菜価格安定制度、国や県の補助事業を活用するなど対応されていると思いますが、営農を継続していくには非常に難しい状況にあると思います。

このように農業を取り巻く厳しい環境の中で、農業委員会といたしましては、農業委員会法や農地法などの関係法令の下、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進など、農家の皆様の御理解と御協力をいただきながら、農地利用の最適化の推進に努めていかなければならないと思います。

今年の7月には、農業委員、農地利用最適化推進委員が改選になります。委員全員が残された任期を精一杯務めてまいりますので、皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。



委員活動報告

農業者年金等  
研修会に参加して



農地利用最適化推進委員  
田口 栄一

令和4年9月8日、富里市役所会議室で令和4年度農業者年金等研修会が開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員18名が参加しました。

研修会は、「人・農地関連施策の見直し」と、「農業者年金制度及び加入推進活動について」という2つのテーマで行われました。

「人・農地関連施策の見直し」の研修では、令和4年5月に改正された農業経営基盤強化法等の概要をはじめ、農地利用の最適化の推進について研修を受けました。法律の改正により、日常的な農地の見守り活動や相談活動に加え、将来に向けた農家



法律と制度の改正には特に集中して

の方の意向把握や、担い手への農地利用の集積・集約化を進めるための話し合いへの参加・支援など、推進委員や農業委員の役割は益々大きくなっていくことがわかりました。

農業者年金制度の研修では、年金加入のメリットと令和4年の制度改正について研修を受けました。私が加入していた時と比べ制度が見直しされ、だいぶ良くなってきたと思えました。加入していた当時は、税金の申告時に支払った保険料が全額控除されるというくらいでしたが、積立方式の年金になるなど色々改善されてきています。





### 秋まつりで農地相談と農業者年金の加入推進



令和4年11月20日(日)に、市制20周年記念として、「産業まつり」「福祉まつり」「環境フェア」とみさと市民活動フェスタ「富里市文化祭」の市の5つのイベントを同時開催とした「とみちゃん秋まつり」が開催されました。

3年ぶりの開催となりましたが、多くの方が来場され、農業委員会では相談コーナーを設けて、農地に関する相談と農業者年金への加入推進を行いました。

### 農地の適正管理に努めましょう

農地は、一度耕作をやめて数年放置してしまうと、原形が分からないほどに荒れてしまいます。農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による病虫害の温床となるだけでなく、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど、生活環境への悪影響も考えられます。

農地所有者の皆さんには、農地を遊休農地(※)にしないように日頃から適正な管理をお願いいたします。



#### ※遊休農地とは

- 1年以上にわたって耕作されておらず、今後とも耕作されないと見込まれる農地。
- 周辺の農地と比べて低利用となっている農地。

### 農地転用には手続きが必要です

「農地の転用」とは

田や畑等の農地を、住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場など、農地以外の用途に変更することです。このような場合は、農業委員会を経由して、県知事の許可が必要です。(ただし、市街化区域内の農地の場合は届出になります。)

また、埋立てや盛土などによる造成を行う場合も農地転用に該当し、事前の許可または届出が必要です。

自分名義の農地を転用する場合	農地法4条申請
他人名義の農地を売買、または貸借して転用する場合	農地法5条申請

※農地転用申請に係る事前の相談は随時受け付けていますので、ご不明な点はお問い合わせください。

#### 無断で転用すると

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がされる場合があります。また、3年以下の懲役、または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が科される場合があります。農地の所有者を含めて、違反転用者には厳しい措置がとられます。

#### 農地転用許可後は登記手続きを

農地転用の許可を受けた土地は、工事完了後、忘れずに法務局で地目変更登記を行ってください。

**農地の売買(譲渡)や貸借する場合などは農地法等の手続きが必要です**

「自分の農地だから、許可や届出などしなくても自由に売ったり、貸したりしてもよいのではないか。」と思っていないか。農地の売買(譲渡)や貸借する場合は、農業委員会の許可等が必要です。

**◆農地を売買(譲渡)する場合…農業委員会が申請窓口(農地法3条申請)**

農地を農地のまま(耕作目的で)、売買や譲渡する場合は、農業委員会の許可が必要です。

※資産保有や投資目的による売買、農地を取得する適格者でない場合は許可されません。

**◆農地を貸借する場合**

農地を貸し借りするには、農業委員会の許可を受ける方法(農地法3条申請)と、市が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定する方法(農業経営基盤強化促進法)等があります。

高齢のため農地を耕作するのが難しい方や、後継者がいないため将来の農地の維持管理が心配な方、または農業経営の拡大を検討している方などは、農地の貸し借り等を検討してみたいかでしょうか。

**【農地法3条申請による貸借】…農業委員会が申請窓口**

●賃貸借の場合は、貸付期間が終了しても契約は終了せず、法定更新されます(期間満了前の一定の時期に、貸し手(所有者)が解約の意向を伝えない場合は、自動的に更新されます)。

●使用貸借の場合は、貸付期間が終了すれば、農地の返還を受けることになります。

**【農業経営基盤強化促進法による利用権設定】…農政課が申請窓口**

市内の市街化調整区域の農地が対象で、貸し借りする期間(3年・6年・10年)、賃料などを貸し手(所有者)、借り手(耕作者)双方で決めて申し出をします。賃借期間が終了すると賃貸借関係は終了し、農地が貸し手(所有者)に返還されますので、貸す側も安心して貸すことができます。再設定により、更新することができます。

**【農地中間管理事業推進法による利用権設定】…農政課が申請窓口**

農地を貸し付けたい方から農地中間管理機構(公益社団法人千葉県園芸協会が、千葉県から農地中間管理機構に指定されています。)が農地を借り入れ、経営規模の拡大や効率化などを進める担い手農家に、まとまった農地を貸し付ける制度です。機構が市と協力して農地の受け手を探します。また、賃料の徴収、支払いは機構が行います。

**問い合わせ先**

農業委員会(電話93-6494) 農政課(電話93-4944)

※農地中間管理事業の制度に関することは

公益社団法人千葉県園芸協会(電話043-223-3011)

**「ヤミ耕作」はルール違反です ～農地の貸し借りは正規の手続きまで～**

手続きが面倒という理由や税金等の関係などから、親戚や知人などに何も手続きせずに農地を貸すことを「ヤミ耕作」と言います。

農業委員会等へ手続きを行わない貸し借りは、法律違反(農地法第3条違反)になります。

また、口約束(契約書なし)の貸し借りはトラブルのもととなり、将来相続を受けた方にも影響することにもなりかねませんので、農地の貸し借りは、正規の手続きをしましょう。



## 農地を相続した場合

相続等により農地を取得した場合は、その農地のある市町村農業委員会への届出が必要です。これは、相続等による農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めるためのものです。

届出の様式は、農業委員会窓口のほか、市公式ホームページからもダウンロードできます。

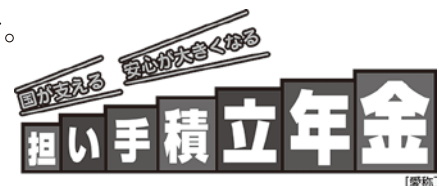
例えば・・・農地を相続した方が地元を離れていて、自分では耕作や手入れができない場合、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

## 農業者年金で将来に安心を!

農業者年金は、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ①年間60日以上農業に従事
- ②国民年金の第1号被保険者(保険料免除者を除く)
- ③20歳以上60歳未満の方

※さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。



### 【農業者年金の主な特徴】

- 積立方式・確定拠出型で、少子高齢化に強い年金です。
- 保険料は自由に決められ、いつでも変更できます。  
(月額2万～6万7千円。35歳未満で一定の要件を満たす農業者は月額1万円から。)
- 終身年金で、80歳前に亡くなられても死亡一時金があります。
- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になり、住民税・所得税が節税になります。
- 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。

※詳しい内容や加入の申し込みは、農業委員会事務局(☎93-6494)またはJ A富里市(☎93-2111)へ

### ◆◆編集後記◆◆

新型コロナウイルス感染症の影響から開催できなかったが、「とみちゃん秋まつり」として産業まつりが、3年ぶりに開催された。共進会には、各農家自慢の農産物が出品され、まつり当日は、時折、小雨の降るあいにくの天気となりましたが、多くの方で賑わいました。まつりの活気に、私も元気をいただきました。

出店に協力いただいた市内の農商工業者の皆さんをはじめ、まつりに華を添えていただいた、七栄親子まつりの山車や富里ひずめ太鼓の皆さんなど、全ての関係者の方に感謝です。各委員の任期は今年7月までとなりますが、少しでも農家の皆さんのお力になれるよう、各委員が連携して活動してまいります。本年もどうぞよろしくお祈りします。

農業の最新情報満載  
全国農業新聞を  
購読してみませんか  
発行日…毎週金曜日  
購読料…月額700円  
(送料・税込)  
お申し込みは  
農業委員会事務局まで

